# 岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会 調査報告書の提言等を踏まえた今後の再発防止策の方向性

R5. 3. 15

#### 1 県教育委員会のこれまでの取組

#### (1) 部活動指導の適正化

調査報告書で提言されている、指導者の在り方や、指導者の役割等について、 これまで県教育委員会では、部活動指導の適正化を図るため、次のとおり、ハン ドブックの作成や方針の策定等を行うとともに、管理職や担当者を対象とした研 修等において、指導を徹底してきた。

- ○体罰防止ハンドブックの作成配付(H25.9)
- ○岡山県運動部活動の在り方に関する方針の策定(H30.9)
- ○岡山県文化部活動の在り方に関する方針の策定(R元.9)
- ○運動部活動指導資料の作成配付(隔年)

#### (2) 自殺予防対策等

調査報告書で提言されている、自殺予防の在り方や、生徒支援の在り方等については、これまで県教育委員会では、児童生徒が自殺に至る状況を未然に防ぐため、次のとおり、指導資料の作成や匿名による相談・報告システムの導入等を行うとともに、管理職や担当者を対象とした研修等において指導を徹底してきた。

- ○人権教育指導資料VII「こころ~いじめ・自殺等の未然防止に向けて~」の作成配付(H26.3)
- ○校内研修資料「自殺予防教育」の作成配付(H31.1)
- ○匿名で相談できるアプリを利用した相談・報告システムの導入(H31.4~)
- ○自殺予防教育学習プログラムの作成配付 (R2.4)

#### (3) 自殺事案発生時の対応等

調査報告書で提言されている、児童生徒の自殺事案が発生した際の遺族への対応や、在校生、保護者、警察、報道機関等への対応、また、自殺が起きた背景の調査等について、これまで県教育委員会では、事案発生時に適切な対応が取れるよう、次のとおり、国から示された指針の周知や、学校に緊急支援チームを派遣するための要綱を策定するとともに、管理職や担当者を対象とした研修等において、指導を徹底してきた。

- ○「児童生徒に係る重大事案が発生した場合の緊急危機支援実施要綱」の策定 (H25.4)
- ○「「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について」(文部科学 省通知)の周知(H26.7)

#### 2 今後の再発防止策

「岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書」で指摘された問題点や提言、「第三者調査委員会報告書に対する県教育委員会の考え方及び学校、県教育委員会の対応上の問題点と発生理由等」及び「ご遺族からの質問事項等に対する説明内容」を踏まえ、これまでの取組に加え、次のとおり再発防止策を主体的・積極的な姿勢で検討する。なお、検討に当たっては、教育委員会事務局内の関係課で構成する検討会議で再発防止策の集約化を図りながら教育委員会会議の協議に付すなど、迅速な対応に努めるとともに、本事案の遺族や公正・中立な外部有識者からも意見を聴取し、幅広い見地から検討を行うこととする。

## (1) 部活動を含む指導の適正化

部活動指導を含む生徒への指導の適正化に向けては、方針の策定や研修による 指導の徹底といったこれまでの取組に加え、教員一人一人の更なる意識改革を促 し、体罰・不適切指導・ハラスメントの根絶を図るため、新たに次の取組を実施 する。

#### (ア) 学校生活における指導の適正化

- ○「体罰防止ハンドブック」を「体罰・不適切指導・ハラスメント防止ハンドブック」(仮称)へ改訂(生徒への周知、不適切指導・ハラスメント防止も含め全面的に見直し)
- ○生徒や保護者が、体罰・不適切指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるための教育ビデオを作成し、毎年、生徒及び保護者が視聴する機会を設ける。
- ○生徒の学校生活に関する悩みや不安を把握するため、匿名で相談できるアプリの活用を促進(体罰・不適切指導・ハラスメントが起きた場合などでも、 生徒側から安全に相談できる体制の構築)
- ○暴言、侮辱的な言動やハラスメント等の不適切な指導について、より厳しい 懲戒処分の指針の策定
- ○体罰・不適切指導・ハラスメントを行った教員について、懲戒処分に至らなかった者に対しても、再発を防止するため、継続的指導を実施

#### (イ) 部活動における指導の適正化((ア)の対策に加え)

○各校が策定する部活動の活動方針に、体罰・不適切指導・ハラスメントの根 絶に向けた研修実施等の対策を明記

## (2) 自殺防止対策、自殺事案発生時の対応

自殺事案対策に関する取組については、これまで、指導資料等の作成や自殺予防教育の徹底、自殺事案が発生した際の対応を的確に行うための背景調査の指針の周知等を行ってきたが、より一層、総合的かつ効果的に取組を推進するため、これらを含めた、自殺事案対策に係る総合的な基本方針を策定する。

○「教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策基本方針」(仮称)の策定

〈内容〉教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策、自殺事案発生時の調査方針、遺族の心情に寄り添った対応、県教育委員会の役割、重大事案発生時の調査体制等

#### ※基本方針の策定に当たり留意する事項

- ・自殺のサインの把握方法や、把握した際の対応のマニュアル化
- ・事案発生時、速やかに原因究明を行うため、予断を入れず国が求める調査 や遺族への説明を適切に行うための仕組みの構築
  - ・県教委の指導・支援のもと、学校における基本調査を必ず実施する。 (3日以内を目途にできるだけ全ての教職員と関係の深かった生徒からの聴き取り実施)
  - ※誰がどんな内容の聴き取りを行うかや正確な記録を残すこと、遺族に 寄り添った説明を行うこと等をフォーマット化し、盛り込む。
  - ・基本調査の報告を踏まえ、県教委は速やかに詳細調査を実施する。(基本調査受領後、1週間程度で調査に着手)
  - ・詳細調査組織は、学識経験者、弁護士、臨床心理士など公正・中立な外部有識者で構成する。事務局は県教委に置く。
  - ・詳細調査の報告を受けた知事は、遺族の意向等を踏まえ、必要がある と認めた場合は、再調査を行うことができる。
  - ・再調査組織は、詳細調査とは別の公正・中立な外部有識者で構成する。 事務局は知事部局に置く。

・事後対応として報告等を行う際に、正確な記録に基づいて対応したり、趣旨を正確に伝達するなど、適切な対応を行うための仕組みの構築

## 3 再発防止策の検証

再発防止策の効果を検証するため、毎年、次のとおり学校及び個々の教員に対し、状況調査を行うとともに、生徒に対してもアンケート調査を行うことにより、全校の状況を把握する。それらの結果について本事案の遺族から意見を聴取するとともに、公正・中立な外部有識者から評価・検証を受け、公表し、適宜改善を図る。

## (1) 教員を対象に意識調査を実施

指導の適正化を図り、体罰・不適切指導・ハラスメントを根絶するには、教員 一人一人の意識改革が不可欠であることから、県立学校において教員を対象に、 指導に関する意識調査を実施する。

## (2) 学校における自殺防止対策の状況調査を実施

「教職員の体罰・不適切指導・ハラスメント等による生徒の自殺防止対策基本方針」(仮称)で定める対策の徹底を図り、児童生徒が自殺に至る状況を未然に防ぐため、学校における自殺防止対策の状況調査を実施する。

# (3) 再発防止策の取組に関する、生徒へのアンケート調査を実施

指導の適正化や自殺防止対策の取組について、生徒の側から見ても、効果が現れているかを検証するため、全県立学校生徒を対象に、アンケート調査を実施する。